

様式第 15 号（第 9 条関係）

答申番号：令和 3 年度 答申第 2 号

答申書

1 審査会の結論

おいらせ町長が、お総第 5 5 3 号行政文書一部開示決定通知書（附属機関の会議等に関する文書）において不開示とした決定は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

（1）審査請求人の主張

審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

「開示請求書 2.3 附属機関・行政経営推進委員会に関する文書」の不開示の決定を取り消し、法規程等を遵守の上、開示することを求める。

①不開示と決定した文書

2.3 附属機関・行政経営推進委員会に関する文書

A 2020年第1回 会議録音声データ

B 2019年第2回 会議録音声データ

C 2020年第1回 会議録

②不開示の決定を取り消す理由

不開示としたことは、いずれも以下の情報公開、説明責任、会議の公開、会議録の作成等のために違反しており、是正すべきである。

おいらせ町自治基本条例第 17 条、第 31 条

おいらせ町自治基本条例の施行に関する取扱要領第 22 条

おいらせ町情報公開条例第 1 条、第 3 条、第 5 条

（2）処分担当課の主張

処分担当課の主張を要約すると、以下のとおりである。

「A 2020年第1回 会議録音声データ」については、おいらせ町情報公開条例（平成 18 年おいらせ町条例第 8 号。以下「条例」という。）第 7 条第 6 号（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ）に該当するため、不開示決定の違法性を否認する。

「B 2019年第2回 会議録音声データ」については、条例第7条第6号及び第8号（個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報）に該当するため、不開示決定の違法性を否認する。

「C 2020年第1回 会議録」については、本件開示請求書の提出時点において未作成であり不存在のため、不開示決定の違法性を否認する。

3 調査審議の経過

令和3年2月25日	諮問
令和3年5月7日	審査請求人から証拠書類收受
令和3年6月9日	口頭意見陳述、審議
令和3年7月5日	審議
令和3年8月6日	審議

4 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求の対象となった文書について、審査請求人及び処分担当課の主張を具体的に検討した結果、不開示と決定した会議録音声データ（以下「本件音声データ」という。）が、条例第7条第6号に該当するかどうかを本件における争点として、以下のように判断する。

（1）附属機関・行政経営推進委員会について

審査請求の対象となった文書におけるおいらせ町行政経営推進委員会（以下「本件委員会」という。）については、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）に基づき、町長の附属機関として設置され、行政経営の推進に必要な事項の調査、検討をすることを所掌事項としている機関であり、町長に対し答申、報告等をする機関である。

（2）附属機関の会議録の公開について

審査請求の対象となった文書における本件委員会の会議録について、おいらせ町自治基本条例の施行に関する取扱要領（平成21年おいらせ町訓令第9号）第22条の規定により、2020年（令和2年度）第1回及び2019年（令和元年度）第2回の会議録は、審査会での審議時点では作成されており、町ホームページにおいて公開されている。また、審査会において、対象となった会議録の内容を、本件音声データとともに確認したところ、附属機関の会議録作成にあたっての統一的なルールはないものの、会議の案件についての内容や協議経過が適切に記録されており、会議で協議された案件を十分に理解できる会議録が公開されている。

(3) 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号では、「町の機関、国の機関、独立行政法人等、町以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は不開示情報として、開示義務から除かれることを規定している。

審査会で本件音声データを確認したところ、委員の氏名を含む発言が複数回記録されていた。会議に参加した委員に対して、発言者を具体的に特定できる音声データの開示がなされる可能性があることについて事前に説明されておらず、また、参加した委員からの了解も得ていない。今回、本件音声データを開示することによって、今後、委員の率直な意見の交換が損なわれるおそれ、萎縮効果が生じかねない。そうなると、附属機関の設置目的である、委員の持つ専門的知識や学識経験等が活かされた自由かつ達な審議が実現出来なくなり、本件委員会の今後の委員の選任や運営全般に影響を及ぼすおそれがある。

(4) 「C 2020年第1回 会議録」について

2020年第1回会議録については、令和2年9月25日に開催された会議であり、本件開示請求書の提出（令和2年9月30日受付）時点において作成しておらず、不存在による不開示とした決定は妥当である。なお、当該会議録は、令和2年11月12日に町ホームページにおいて公表済みである。

(5) 結論

したがって、審査請求人が求める文書について、不開示とした処分担当課の決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。